

# 報徳学園中学校高等学校いじめ防止基本方針

報徳学園中学校高等学校

## 1 本校の方針

本校は、我が国が生み出した代表的偉人二宮尊徳翁の人格と思想に基づいた報徳教育を根幹として、徳育・知育・体育の均整の取れた質実剛健な人材の育成と心田の開発に努めている。「徳を以って徳に報いる」という感謝の心持ちを基に、ヒューマニズム豊かな、個性ある人間形成が教育目標である。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組む。それとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決する。

## 2 基本的な考え方

本校は、創立100周年を越える私学男子の伝統校として「文武両道」を基に発展してきた。近年は「リーダーを育てる男子校」をキャッチフレーズに二宮尊徳翁のめざした「以德報徳」の精神を身につけた若者を育成し、世に輩出している。

「一人一人が互いを尊重し合い個性を伸ばす」教育の実践により豊かな心を育み、「いじめを生まない、許さない」学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、生徒指導部・学年が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い迅速にいじめの解決につとめる。

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

#### (2) 重大事態への対応

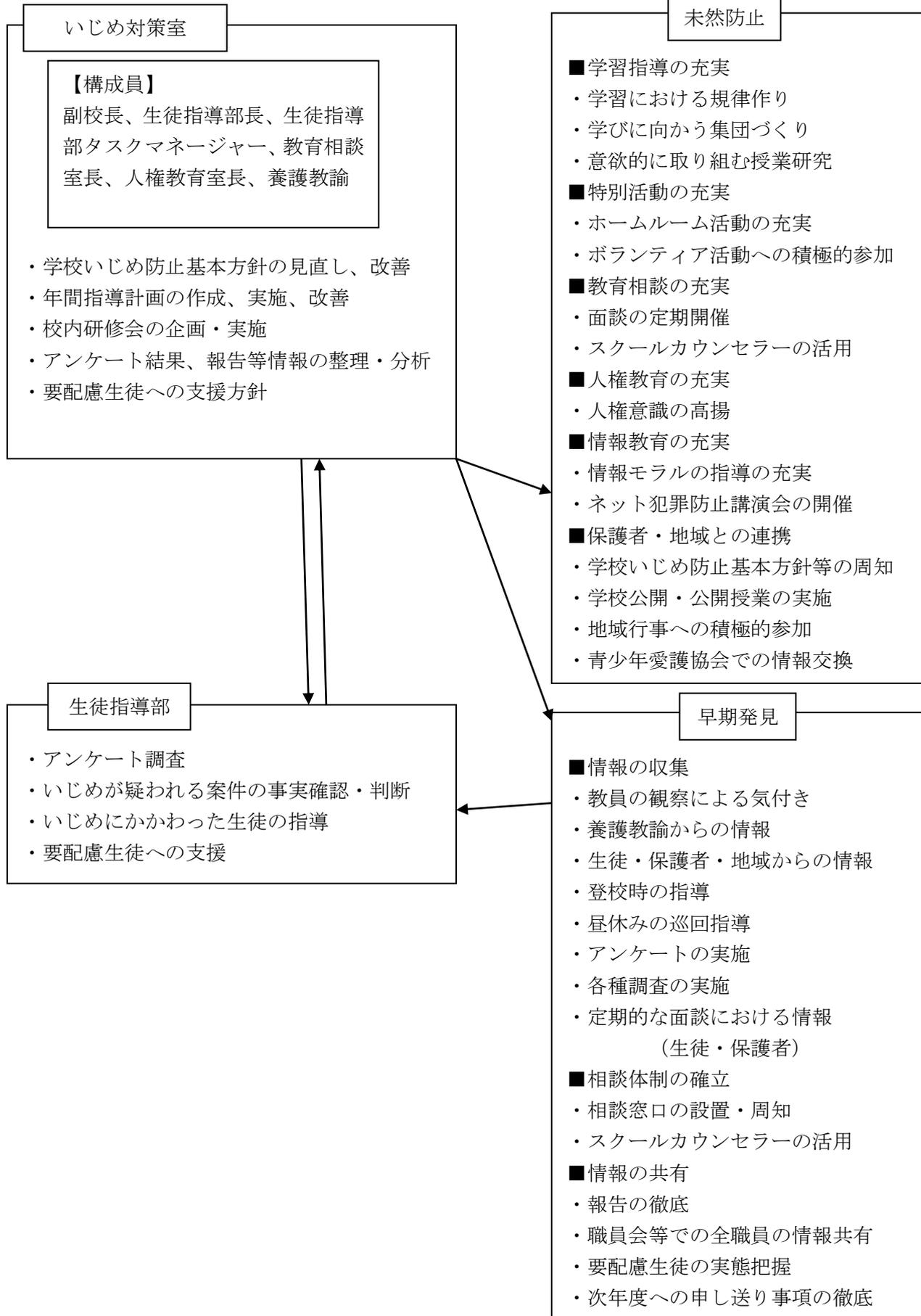
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県知事に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、生徒指導部・学年が調査し、事態の解決にあたり、「いじめ対策室」に報告する。事案によっては「いじめ対策室」は保護者・マスコミ等外部諸関係への対応にあたる。

また、県知事が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応することもある。

### 5 その他の事項

誰からも信頼される学園をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、推譲会（PTA）総会をはじめ、学年保護者会、個人面談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策室」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

### いじめられている子

#### ◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

#### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

#### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

#### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ◎ その他

- トイシなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

	職員会等	未然防止に向けた取 り組み	早期発見に向けた取 り組み
4 月	いじめ対策室 指導方針・計画作成	学級づくり	
		SNS 講習会	
5 月		学年学級保護者会	授業参観、地域巡視
		中学集会、高校集会	
6 月			
		中学集会	いじめアンケート①
7 月			三者面談、地域巡視
8 月		地域行事参加	
9 月		中学集会	
10 月		学年学級保護者会	授業参観
11 月		中学集会、高校集会	
		地域行事参加	
12 月		中学集会、高校集会	地域巡視
		人権教育(高Ⅱ)	いじめアンケート②
		地域行事参加	三者面談
1 月		中学集会、高校集会	
		人権教育(中学)	
2 月			
3 月	いじめ対策室 本年度のまとめ		
備 考	・教員研修	・地域清掃(年6回程度)	

事案発生時  
 生徒指導部  
 職員会

**職員会等**

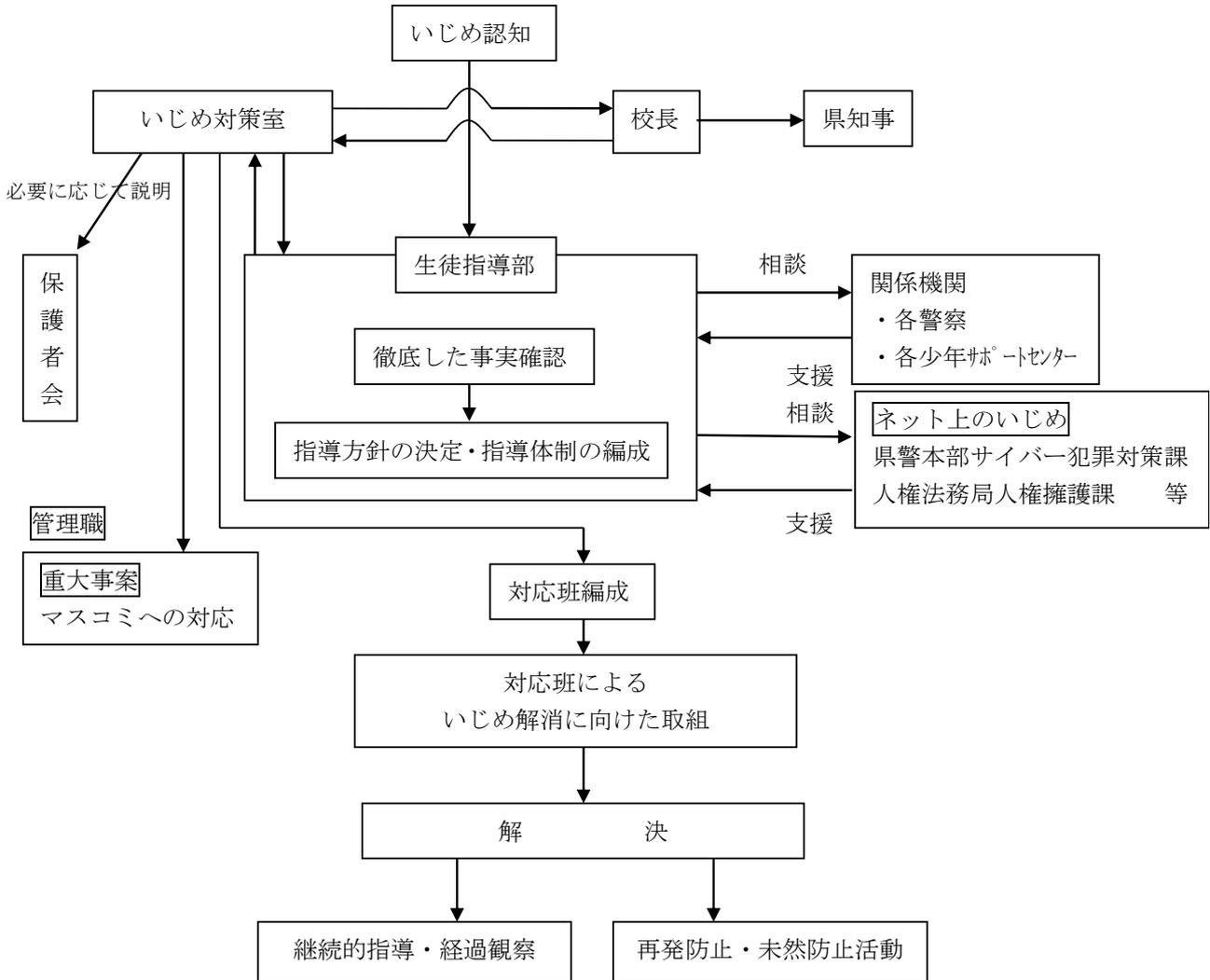
- いじめ対策室は、生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて定期的に会議をする。

**未然防止に向けた取り組み**

- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時の指導を実施する。
- 定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- 担任は毎日の教室掃除を生徒と共に行う。
- 頭髪服装指導を定期的実施する。
- 自彊会(生徒会)を中心にボランティア活動に参加する。
- 地域清掃活動を実施する。
- 自彊会掲示板の活用。

**早期発見に向けた取り組み**

- いじめアンケートは年2回実施。
- 個別面談だけではなく、生徒の日常の微妙な変化に対応する。
- 担任は学級日誌のチェックをする。
- クラブ活動での人間関係をチェックする。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。